様式第三十八（第35条関係）

［略］

(1)　指定金融機関の商号若しくは名称又は住所

(2)　事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地

を変更するので、産業競争力強化法第38条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第三十九（第36条関係）

［略］

事業再編促進業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第39条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

［略］

様式第四十（第39条関係）

［略］

事業再編促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、産業競争力強化法第43条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この命令は、令和四年四月一日から施行する。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の十五の七第一項から第六項までの法人税に係る課税の特例措置又は旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた産業競争力強化法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業適応事業者のこの命令による改正前の産業競争力強化法施行規則第四十八条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

内閣府
総務省
文部科学省令第一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
文部科学大臣　末松　信介

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請） **第百条の三**　［略］ ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 ［一　略］ 二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ［三～五　略］	（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請） **第百条の三**　［同上］ ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 ［一　同上］ 二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ［三～五　同上］